

憲法草案をめぐる不自由な国民投票

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

1. はじめに

2016年8月7日に、2007年憲法に代わる新しい憲法草案への賛否を問う国民投票が予定されている。軍事政権は民主政治への復帰のために投票しようと熱心に呼びかけている。14年クーデタのお膳立てをしたデモ隊 PDRC の指導者ステーブは4月24日に「憲法草案を非常に気に入っている」と述べ、5月23日にも草案を絶賛した。

だが、国民投票は順風満帆とはいえない。1つはミーチャイ・ルチュパン委員会起草の憲法草案の内容である。草案は、2006年クーデタでは達成できなかった目的、つまり民主主義からの離脱を、今度こそ達成するために起草された。草案は、軍隊が2度にわたるクーデタで打倒した民主主義体制に代わる非民主主義体制の樹立を目指している。具体的には、1)下院議席の過半数を獲得する政党の登場を阻止する、2)国会や内閣の決定を司法府や独立機関によって統制する、3)国民の主権者意識を抑制する、といったことが盛り込まれている。新憲法がそうした脱民主化をある程度達成できるのであれば、その憲法を護持しなければならない。そこで、憲法改正を事実上不可能にする規定を憲法に盛り込んだ。これが4点目の問題点である。

国民投票の方法にも問題が多い。憲法草案には、PDRCのような賛成派ばかりではなく、反対派も存在している。反対派の勢力が強いため、軍事政権は賛否いずれのキャンペーンも禁止する一方、多くの予算と人員を投入して、憲法草案の説明に力を入れている。それはもっぱら長所の説明であり、可決に向けたキャンペーンに等しい。自由でも公平でもない今回の国民投票は、一党独裁国家における対立候補のいない選挙と同様であって、国民の信を問うことにはならず、正当性をもたらさない。

本稿では、憲法草案の問題点について概略を述べた後、国民投票をめぐる厳しい規制・弾圧の現状を紹介したい。そこから、軍隊が総選挙後の権力保持を想定して、国民投票に臨んでいることが明瞭になろう。

2. 問題だらけの憲法草案

2.1 選挙制度

憲法草案はいろいろな批判を浴びている。人権軽視や司法府偏重のほかに、選挙制度も槍玉に挙げられる。下院は小選挙区350名、比例区150名の500名である。ところが有権者が投じるのは2票ではなく、1票にとどまる。比例区の議席は、小選挙

区での得票率に基づいて配分されるという奇妙な選挙制度である。有効投票総数が4,000万票の場合を想定してみよう。A党が選挙区で45%の得票をしたとすれば、500議席の45%に相当する225議席の獲得が相当である。しかし、小選挙区ですでに200名の当選者を出していれば、比例区で配分されるのは225から200を差し引いた25議席にすぎない。次に、B党が120名の当選者を出し、30%の得票をしたとすれば(150議席に相当)、比例区で配分される議席は150から120を引いた30議席となる。C党が10%の得票をし、小選挙区で20議席を得たとすれば、同党は比例区では50から20を引いた30議席を得る(表参照)。従来通り選挙区と比例区で1票ずつを投じる方法を踏襲し、A党が比例区でも45%の得票率をあげたとすれば、A党は比例区では $150 \times 0.45 = 67$ (もしくは68)の議席を得たはずである。小選挙区の200と合わせれば、267議席である。同様な計算をすれば、B党は比例区で45議席を得たはずである。A、B両党は新制度では議席を減らすことになる。他方において、F党は従前の制度では3議席のところ10議席、E党は7ないし8議席のところ25議席、D党は $10+12=22$ 議席のところ40議席、C党は選挙区の20議席のほかに比例区で15ではなく30議席を配分される。

表 憲法草案に基づく選挙制度による議席配分想定事例

政党	①小選挙区 当選者数 C	得票総数 S	得票率 (%) R	②比例区当選者 数 (=S×R-C)	議席総数 ①+②
A	200	18,000,000	45	25	225
B	120	12,000,000	30	30	150
C	20	4,000,000	10	30	50
D	10	3,200,000	8	30	40
E	0	2,000,000	5	25	25
F	0	800,000	2	10	10
計	350	40,000,000	100	150	500

出所 筆者作成

これは、小選挙区で獲得議席が多い政党が、比例区の議席配分では割を食わされる制度である。憲法起草委員会は、小選挙区で2位以下になった政党にとっての死票をなくするのが狙いと説明している。死票をなくするのが主目的であれば、小選挙区を止めてすべて比例区にすればよい。そうしないのは、死票対策が理由ではないからである。本当の目的は、有力政党の獲得議席数を削り取り、中小規模政党乱立と連立政権を不可避にすることにある。有力政党とは、2001年以後の総選挙で全勝のタックシン派政党にほかならない。この選挙制度は、他の憲法規定と組み合わせることで、非政党人が首相に選出される可能性を高める。そのパッケージを次に見てみよう。

2.2 経過規定と権力温存

上院議員は1997年憲法の全員民選、2007年憲法の民選・官選ほぼ半数ずつから、職業や利害などが共通する集団ごとの互選による200名へと改められた(草案107条)。2007年憲法の非民選上院議員の選出過程と照らし合わせるならば、大方の有権者のあずかり知らないブラックボックスで決まってしまうという任命議員である。

民選議員の割合低下よりももっと大きな問題は経過規定である。憲法草案の末尾に盛り込まれる262条から279条にかけての規定である。経過規定の269条において、当初の5年間については、上院の定数を200名から250名へと増やし、NCPO(プラユットを議長とするクーデタ評議会)が任命する選考委員会を選んだ候補者から、NCPOが244名の上院議員を任命すると定めている。残る6名は軍隊の最高首脳5名と警察長官1名が職権上自動的に就任する。これはNCPOが上院を確実に支配するための規定である。

定数を250名へと増やしたことには大きな意味がある。後述のとおり、国民投票の付則質問において、上院議員にも首相選出の権限を付与しようとしているからである。下院の定数は500名である。そこに上院議員250名が加わって首相を選ぶことになる。つまり、NCPOは首相選出にあたって、3分の1の票を握ることになる。隣国ミャンマーで軍事政権が作った憲法では、軍隊任命の国会議員は4分の1にとどまるので、タイの新憲法はその上をいくことになる。

しかも、首相は民選議員に限定されない。下院議員限定は議院内閣制の常道である。タイでも1992年5月以後、憲法にそうした規定が盛り込まれてきた。しかし、ミーチャイ草案ではその限定が削除された。92年以前のように、下院の多数派代表ではなく、院外の勢力(軍隊や王室)の支持を受ける人物に首相就任の道が開かれようとしている。

これと関連するのが、経過規定の272条である。草案88条では、政党は総選挙前に首相候補3名を選管に届け出ることになっている。ところが、272条では、憲法公布施行後初回の総選挙では、「何らかの事情により、憲法88条に基づいて政党が首相候補としていた人物を首相に任命できなくなり」、「下院議員の過半数が候補者名簿からの任命という規定の適用除外に賛成し」、「上下両院の合同会議で3分の2以上の賛同が得られるならば」、下院は候補者以外から首相を選んでもよいと規定されている。

これらの新ルールは、1992年以前の状況へ戻すための扉をこじ開けようとするものである。80年代のプレーム政権時代には、過半数の議席を獲得する政党がなく、軍幹部が調整役となって連立政権を組み、下院多数派にプレームの首相就任を応諾させていた。これに反旗を翻そうとした政党政治家(チャートタイ党のプラマーン・アディレークサーン)はその後久しく冷や飯を食わされることになった。

2017年と予想される次の総選挙後には80年代と同じ事態が生じる可能性が高い。

奇妙な選挙制度ゆえに、第一党が過半数の議席を獲得するのは難しく、連立政権が必至である。アピシット政権を強引に誕生させた2008年12月と同様に、軍首脳が政党政治家に圧力をかけて、連立工作に関与する。首相指名では、国会議員の3分の1を占めるNCPO任命の上院議員が事実上の第1党となり、投票結果を大きく左右する。首相になりたい人物は選挙に立候補する必要がない。プラユット首相が2016年4月に、それまでの2年間に加えてさらに5年間政権を担当させて欲しいと述べたことと重ね合わせると、プラユットもしくはその盟友が首相に就任する可能性がきわめて高いといえよう。ミーチャイ草案は、NCPOが権力を温存するための仕組みを強引かつ入念に準備しているわけである。

2.3 憲法改正阻止

代議制民主主義を抑制する憲法を作っても、国民や国民代表によって改正されてしまつては意味がない。ミーチャイ草案には、憲法の改正を事実上禁止する規定が盛り込まれている。改正手続きは草案256条に規定されている。改正の提案は国会議員の5分の1の賛同を得れば可能である。しかしまず、国会での審議を始めるには（第一読会）、上下両院議員の過半数のみならず、上院議員の3分の1の賛同を得る必要がある。これが第一の関門である。上院は、どのような美辞麗句で説明しようとも、実質的には任命議員である。とりわけ当初の5年間はNCPOが任命することになっている。この上院において3分の1の支持を得るのは至難の業である。

上院の支持を得て審議が始まっても、国会の採決にあたっては（第三読会）、上院議員の3分の1以上の賛同、そして下院各党の2割以上の議員の賛同を得る必要がある。2016年1月完成の一次草案では、各党の支持は1割であったものが、3月の二次草案では2割に引き上げられた。上述のように中小規模政党の議席獲得を助ける選挙制度が採用されるため、小さな政党が議席を獲得する可能性が高く、野党も含めた各党の議員から2割以上の支持を取り付けるのは非常に難しい。これが第二の関門である。

さらに、憲法の規定のうち、(1)総論、君主制、憲法改正の3章に関わる改正である場合、(2)各種公職への就任の資格要件に関わる憲法条文を改正する場合、そして(3)裁判所や独立機関の職権に関わる改正をする場合については、国会での可決後に、国民投票を実施しなければならない。これが第三の関門である。2007年憲法では改正手続きを見直す憲法改正案が国会で可決されようとした。司法が政界追放処分とした政治家の政界復帰を許してはならない。権限を強化した司法府が弱体化されてはならない。起草者がこれらの点について懸念を特に感じていることが、関門が増やされた理由である。

2度のクーデタで憲法を破棄した勢力が、民選国会議員の前に立ちはだかっている。このような縛りをかけられた憲法を改正するには、再びクーデタに訴えるか、それに

匹敵する騒乱が勃発するのを待たねばならないのかもしれない。いずれにしても、国民主権を蔑ろにする憲法草案に、国民からの同意という装いをまとわせるために欠かせないのが国民投票である。

3. 国民投票の問題点

3.1 後出しジャンケン

国民投票の対象になるのは、2016年3月29日に完成した第二次草案である。同年1月29日に完成した第一次草案に多少の修正を加えたものである。ところが、国民投票では、草案への賛否のほかに、「おまけの質問」が付け加えられた。それへの賛否には法的な拘束力がないはずである。それでも、可決されれば、NCPO 政権は国民の賛同を得たとして、最終的な憲法に書き込む可能性が高い。

この付則質問は、ミーチャイ委員会の第二次草案が完成した直後に、国家改革推進評議会が官選立法議会（国会）に向けて提案したものである。首相指名選挙での投票権を任命上院議員にも認めてもよいかどうかという質問である。立法議会では賛否両論があったものの、最終的には、「国家戦略に基づいて国家改革を進めるために、本憲法に基づく国会が発足して以後当初の5年間については、国会の合同会議で審議して首相に任命されるに相応しい人物に同意を与える、と憲法の経過規定の中に定めることを適切と考えますか」という質問を行うことに決めた。

追加質問が必要な理由について、立法議会副議長は4月29日に、「首相が国家戦略に基づいて国家改革を成功させるには少なくとも5年間が必要である。そこで改革の土台を具体的に敷き、下院と上院で構成される国会が国家戦略に基づいて改革を見届けられるようにするため、下院と上院に首相選出に当たらせることにした」と説明した¹。上記のとおり、NCPO が上院議員を任命し、上院議員が国会議員の3分1を占め、首相は下院議員である必要がないため、このおまけの質問が可決されるならば、軍隊にとって意中の人物が首相に就任する可能性が格段に高まる。

一般的には、国民投票にあたって補足の質問が加えられることがあるものの、それはあくまでも参考意見にとどまり、基本の質問と齟齬を来すものにはならないようである。今回の事例でいえば、国民投票にかけられるミーチャイ草案の内容を修正するものにはならないという意味である。法的な拘束力を期待するならば、第二次草案そのものに含めるべきである。そうしなかったのは、含めると民主主義への逆行が一段と著しくなり反発を招いて、草案が否決される可能性が高まるからであろう。それにもかかわらず、法的効果の怪しいおまけの質問が可決されるならば、第二次草案の修

¹ “Caeng khamtham phuang prachamati so.no.cho. ruam caem wethi ko.ro.tho. 9 klum cangwat”, Phucatkan Online, April 29, 2016.

正が行われることになろう。狡い後出しジャンケン、だまし討ちと言えよう²。

3.2 非官製キャンペーン制限

前回の2007年憲法草案をめぐる国民投票は、前年のクーデタから封じ込められていた政治活動が活気を取り戻すきっかけになった。今回の国民投票でも、賛否をめぐる意見表明や運動が多少は活発になるのではないかと思われた。しかし、政治集会も政党の活動も禁止されたままであり、むしろ国民投票をめぐるキャンペーンは新たな法律によって厳しく制限されている。

それは、2016年4月23日に施行された憲法草案国民投票法である。同法7条では、「国民は国民投票に関する考え方を誠実かつ法律に反しない形で表現したり広めたりする自由を享受する」と記されている。ところが、同法61条では、1)投票を妨害する騒ぎを起こすこと、2)投票を左右するために有権者に利益を提供すること、3)偽計・脅迫・強制・威嚇などで投票を左右すること、4)投票用紙や投票箱を破損・破棄すること、5)投票を左右するために賭博を行うこと、6)投票を左右するために金品を要求すること、7)投票日前日の18時から当日の投票終了まで間にアルコール飲料を販売・配布・饗応すること。これら7項目に加えて、投票行動に影響を与えるために、事実を反したり、煽動したり、誹謗したりする文章、絵、音声を流布することも禁止される。1)から6)に違反したものは10年以下の懲役と20万バーツ以下の罰金に処される。

それに加えて、国民投票の実施機関となる選挙管理委員会が、キャンペーンに関する規則を4月29日に発表した。それには6項目の許容行為と8項目の禁止行為が記されている。容認するのは次の6つである。1)憲法草案について研究すること。2)礼儀正しい言葉で意見を表明すること。3)歪曲・捏造という印象を与えない明確な方法で意見を表明すること。4)草案に関する判断を助けるために、学術研究成果を提示したり引用したりすること。ただし、その学術研究は当否の検証が可能であり、出典の確認が可能でなければならない。5)理由を示した上で草案への賛否をマスメディアへのインタビューで表明すること。6)理由を示した上で草案への賛否に関する情報をインターネット上で表明すること、あるいはその情報を新たな意見を付け加えることなく転送すること。

他方、禁止されるのは次の8項目である。1)虚偽の、もしくは粗暴、乱暴、下品、煽動、脅迫といった性格を帯びた（以下では「粗暴な」と略す）内容をマスメディアへのインタビューで表明すること。2)虚偽の、もしくは「粗暴な」内容をインターネット上で表明すること。3)「粗暴な」象徴や徴表を作成したり送ったりすること。4)

² 第二次草案完成から1カ月近く後の4月22日に公布された国民投票法では、8条において、立法議会は、追加質問をすると決めた場合には、決定から10日以内に、説明と理由を選挙管理委員会に通知しなければならないと規定されている。追加質問を合法化するための事後立法である。

セミナーや討論会は、政府機関、教育機関、合法的なマスメディアが参加したものでなければならず、政治的な煽動を目的としてはならない。5)草案への賛否を表明する衣服、ポスター、ピンバッジ、旗、リボン、その他物品を、政治的な煽動へとつながるキャンペーンの体裁を帯びて、身につけるように誘ったり、販売したり、配布したりすること。6)政治的な混乱や集会を目的として、虚偽の、もしくは「粗暴な」内容の文書、ビラ、冊子を配布すること。7)マスメディアが動員や社会の混乱を招くようなニュースを報じたり、番組を作ったりすること。8)草案への賛否いずれかの立場へ誘導するために、動員したり投票を妨害したりする性格を帯びたキャンペーンを行うこと。マスメディアの場合には、職業倫理に基づき、責任感や中立性をもって、平等に配慮し、法律に違反しない範囲で、報道することができる。法律については、必要に応じて、追加することがある。

規制の対象が広範であり、何がどこまで許容されるのか境界線が曖昧である。しかも、後述のように選管は早々に摘発を行った。たとえば、選管の事務局長の説明によると、インターネット上で規則に反した書き込みに、「いいね」をクリックしたり、コメントを書き込んだりすることも罪に問われる。刑法 112 条の不敬罪が曖昧な構成要件と厳罰のゆえに人びとに沈黙を強いているように、これらの規制は憲法草案に関する自由な意見表明を封じ込める効果がある。

3.3 活発な官製キャンペーン

国民投票法は、賛成や反対へと誘導するようなキャンペーンを禁止しているものの、9条で選挙管理委員会が、10条で憲法起草委員会が、憲法草案の要点や長所を説明することを要請している。

憲法起草委員会は、憲法草案の広報のために、内務省に依頼して全国で説明担当者を任命して研修に乗り出している。それは県ごとに5名（×76県）と首都20名の計400名、郡ごとに10名（×878郡）の計8,780名、さらに村ごとに4名（×80,491箇所）の計321,964名である。これらの説明担当者は、「いろは教員」とでも訳すべき略称がタイ語でつけられている。県が「い」、郡が「ろ」、村が「は」である。内務事務次官は5月12日に、翌日5月13日までに各県の「い教員」5名と予備の2名の名簿を提出するよう命じた。それらの「い教員」の研修はバンコクで5月18、19日の両日に実施された。「い教員」400名のほか、社会開発・人間の安全保障省傘下の公的機関「地域団体開発院」の県代表77名も参加した。研修は当初の予定を繰り上げて、「ろ教員」が5月22日から31日、「は教員」が6月1日から15日にかけて実施される。これらの「教員」はその後8月5日までの50日をかけて全国各地で住民への説明・広報を行うことになっている。

憲法草案について説明するのは憲法起草委員会、国民投票について説明するのは選

挙管理委員会、おまけ質問について説明するのは官選立法議会（国会）である。公的には権限のない国家改革推進評議会も5月3日に40名が立法議会による説明への参加を志願した。軍隊も、一次草案が完成した直後の2016年2月に、8万人から10万人の軍事教練生に憲法起草委員会や選挙管理委員会による研修を受けさせ、一般市民向けの憲法草案の説明に活用すると発表した。

軍事政権は、一方では総力を結集して憲法草案の「説明」に取り組み、他方においては有権者を賛成や反対へ「誘導」する行為を禁止している。この勝手次第な姿勢を政党は批判している。たとえば、①プアタイ党の副幹事長代行は5月3日に、短所に触れず長所だけに言及するのは賛成への誘導に等しいと批判した。②プアタイ党の元閣僚チャートゥロンも5月15日にこう指摘した。副首相は「誰もが禁止されると述べているものの、実際には国民だけが禁止されている。」「憲法起草委員会、改革推進評議会、立法議会、選管、内務官僚、軍隊」が、草案の長所を説明し、賛成票を投じるように誘導したとしても、警察がその違法行為を摘発することは、遠慮や報復への懸念のゆえに不可能である。③民主党の広報担当者も5月15日に、「選管、起草委員会、立法議会は草案の長所を説明することで、国民を賛成へと明らかに誘導している」と批判した。④憲法起草委員会や選挙管理委員会が見直し要請に耳を貸さないため、民主党党首のアピシットも、5月30日に、長所ばかりを説明する「誘導」を批判した³。

4. 弾圧と国際圧力

4.1 規制は合憲か？

国民投票法は7条と61条が矛盾しており、さらに同法61条による規制や選挙管理委員会による禁止項目は2014年暫定憲法4条に違反している可能性が高い。憲法4条には、タイ国が批准済みの国際条約に基づいて、国民は人間の尊厳、権利、自由、平等を享受すると規定されている。批准済みの条約は、タイの国家人権委員会によると、1)児童の権利に関する条約、2)女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、3)市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、4)経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、5)あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、6)拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）、7)障害者の権利に関する条約の7つである。

これらのうち自由権規約に基づいて、国民は種々の政治的自由を享受しうる。ただし、同規約には、(a)他の者の権利又は信用の尊重、(b)国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護、という自由を制限しうる条件が定められている。実のところ、軍事政権は、国の安全つまり国家安全保障を口実として、首相への批判を安全保

³ “Mak huang khon hen tang mai mi wethi chi khon khian khong mai phut kho sia po.cho.cho. rap san fai dio”, Matichon, May 30, 2016.

障に対する脅威とみなして、憲法草案への賛否表明を含めた政治的な意見表明を厳しく封じ込めようとしている。

4.2 弾圧

「誘導」禁止は口先だけの威嚇ではない。警察は4月25日にバンコクの大学で開催されたセミナーに出席していた大学教員が憲法草案に反対するチラシを手にしたため、チラシを没収した。警察は彼女を警察署に連行しようとしたものの、多数の学者・学生・ジャーナリストが居合わせたため、チラシの没収にとどめたのであった。続いて、選挙管理委員会のソムチャイ(2014年総選挙の実施責任者であった人物)は、4月27日に東北地方の自閉症対策団体の代表者がフェイスブックに不当な書き込みをしたとして、国民投票法61条違反の咎で告発した。代表者の59歳の女性は逮捕され、バンコクへ身柄を移送された。ソムチャイは、草案批判は学術的な根拠に基づく必要があり、賛否へと誘導するものであってはならないと主張した。何が違法なのか分からないという批判の声があがる中、4月29日に選挙管理委員会は国民投票に関する規則を発表した。それは目の大きさがまばらな大綱であった。

それと時を同じくして、憲法草案への反対運動の機先を制するように、政権側は政治的自由への規制を矢継ぎ早に強化した。4月27日に、政府批判のメッセージをウェブページに掲載していた10名が逮捕された。2名は釈放されたものの、残る8名は、プラユット首相支持を標榜するウェブページを作り、実際には首相を諷刺していたとして、刑法116条の反乱煽動罪とコンピュータ犯罪管理法違反に問われた。8名のうち2名には不敬罪の容疑も追加された。警察は同日さらに、NCPOへの反対者の相關図なるものを公表した。そこにはUDD(赤シャツ派)幹部の氏名が明記され、外国に黒幕の資金提供者がいると表示されていた。4月28日には官選国会において、最高刑を懲役20年へ引き上げる2007年コンピュータ犯罪法の改正案の審議が始まった。

4月27日の10名逮捕に関して、同日バンコクで直立・静止ポーズによって抗議の意思表示をした16名が逮捕された。他方、同日チェンマイで同様な抗議運動をした人びとの代表3名が5月3日に軍隊の基地への出頭を命じられた。軍事政権ならびに憲法草案への不満が渦巻く中、有名な学生活動家(通称チャー・ニウ)の母親が5月6日に不敬罪の容疑で逮捕された。フェイスブックで「ええ(チャー)」とあいづちを打ったことが根拠と報じられている。息子への圧力が狙いであったことは明白である。

こうした状況を受けて、タムマサート大学経済学部のピチットは2016年4月27日にフェイスブックにこう書き込んだ⁴。「新憲法草案『否決』の潮流が明らかに強まっている。かつては対立し合っていた多様な勢力が今日では『否決』で一致しつつあ

⁴ <https://www.facebook.com/pichitlk?fref=nf>

る。・・・政権が今のところまだ十分に統制できていないのはオンラインの世界である。多数の人びとの身柄拘束が行われた。彼らは風刺的なウェブページの管理者である。・・・身柄拘束に『正当性があるかのように装うために』『NCPO 打倒人脈相関図』が作られた。2010年の『君主制打倒人脈相関図』・・・と同様に信憑性は皆無である。

(中略) 風刺的な書き込みはせいぜいのところ名誉毀損にすぎない。しかし、『否決』潮流を阻止し、『オンライン戦線』を打破するために、『恐怖心』をかき立てることを狙って、コンピュータ犯罪管理法で重大な罪に問い、さらに一部のものには刑法 112 条も適用し、合わせて数十年もの懲役刑に処そうとしている。」政権批判派の摘発は、ピチットが指摘するように、憲法草案への反対を圧殺することに狙いがある。

図 独裁者もうらやむ弾圧



左のコマ「指導者を皮肉ると、こんな厳罰を受けるのか」 右のコマ 「とても参考になる」
出所 Daily News, May 13, 2016

4.3 国際的圧力

アメリカ国務省は2016年5月10日に、5月6日の活動家の母親逮捕を厳しく非難した。タイの外務大臣は、タイ国内向けにアメリカ政府の公式見解ではないと説明した。しかし、5月12日にアメリカの駐タイ大使はタイ外相と会談した後、記者会見で、国務省の公式見解であると明かし、弾圧が「威嚇や自己検閲につながっている」と述べた。大使が「非難 (condemnation)」という言葉を用いたことに、外相は強く反発した。

さらに5月12日には、ジュネーブの国連人権理事会で軍事政権による人権侵害が批判を浴びた。陸軍出身の法務大臣は、国内向けに、タイは他の国とは違うのであり、

近年の政治対立のゆえに人権に一定の制限が加えられるのはやむを得ないと主張した。しかし、バンコク・ポスト紙の社説が指摘するように⁵、基本的人権は普遍的な価値であり、政治や文化の違いとは関係なしに尊重されなければならない。国家安全保障と人権を二者択一のように捉えるのはまったくの間違いである。

加えて、EUの代表団が5月17日から19日にかけてタイを訪問した。2014年クーデタ以後中断している自由貿易交渉再開が目的であった。代表団は民主政治への早期復帰、ならびに憲法草案をめぐる国民投票に関する自由な討論の必要性を指摘した。

こうした国際社会からの批判に関して、プラユット首相は5月16日に、タイは植民地ではないと反論し、法律に基づいて対処しているにもかかわらず、「人権侵害と批判されるのは心外である」と反論した⁶。首相は遵法をしばしば口にする。しかし、軍事政権下で99.9%の民主主義が実現されていると恥じらいもなく公言したように、首相は国際的なルールや基準を気にはかけても重視してはいない。首相の主たる関心は、国際社会での評価ではなく、国内の権力闘争にあるからであろう。それは政治の主導権を政党政治家には渡さないということである。

5. おわりに

5.1 強硬路線

NCPO 政権は強硬策で延命を図っているように思われる。バンコク・ポスト紙の社説はこう記した。「軍事政権の融通無碍ぶりにはあきれかえるばかりである。軍事政権がしばしば言及する民主主義への行程表は、2014年クーデタ直後には1年半ほどの3段階であったものが、2015年には憲法起草のやり直しと国民投票で総選挙までに追加の20カ月を必要とする6-4-6-4式へと延長された。民主主義への行程表は、いまや、さらに先延ばしされているように見受けられる。プラユットが政権を引き続き担当したいというこれからの5年間、そして民選政権を拘束することになる国家20年戦略である。」軍事政権は「サンドウィッチを食べる、マクドナルドのハンバーガーを食べる、3本指を立てる、本を読む、列車に乗車する、最近では公共の場所でポストイットを貼り付けるといった事件を」「国家安全保障にとって脅威だとして摘発してきた。」「今後も国家安全保障の範囲を拡大して反対者を闇雲に摘発するかも知れない⁷。」

プレーム政権で経済顧問になり、後に財務大臣も務めた経済学者ウィーラポンは2016年5月5日に日刊マティション紙にこう記した。NCPO 政権では、「理性ではなく、『恐怖感』が統治の鍵になる。もし恐怖がなくなると、権力者の安定も失われる。

⁵ “Address UN rights worries”, Bangkok Post, May 14, 2016.

⁶ “Biktu mai topto thut saharat lan thai pen prathet lek tong tham tua pen phuyai”, Post Today, May 16, 2016.

⁷ Atiya Achakulwisut, “A roadmap with many twists, turns”, Bangkok Post, May 3, 2016.

相次いで禁止命令を出し、違反者を逮捕し、威嚇することが欠かせない。思想信条の表現に自由を認めることは、体制の安全保障にとって深刻な危機になる。支配者の安全保障が政府や国の安全保障であると考えるように仕向けることが不可欠であり、それが『法務侍中 (netiborikon)』[筋を曲げてでも政権に奉仕する法律家を揶揄する言葉]の重要な任務である。それというのも、この体制はたえず大量の法律を公布施行しなければならぬからであり、不自然なことを法律によって強制するには『説明』役が必要だからである。その説明は、よくよく考えてみればたいがい内実に乏しい。それというのも、まず目的を決めてから、後付けで説明を考えるからである⁸。

政府を批判する人物を出頭させる。出頭したら、説教の後、念書に署名させる。再び批判したら、念書違反として、法的な処罰を下す。こうした人権侵害を合法だと言い張る。これが NCPO 政権の常套手段である。こうした恣意的な法律の利用は、国民投票をめぐっても見られる。しかも、憲法草案の否決が総選挙の先送りにつながるため、クーデタで民主主義を破壊した張本人たちが、憲法草案への反対者に「民主主義の妨害者」「選挙を必要としない連中」といった烙印を押して沈黙を強いようとしている。

5.2 展望

国民投票の行方を予想することは容易ではない。軍事政権は、現状では自由な討論を禁止し、支持派に都合のよい情報だけを一方的に宣伝して、草案を可決に持ち込もうとしている。可決されれば、国民の支持を受けたとして、脱民主化を5年ないし20年にわたって持続できるであろう。選挙を2017年に実施しても、政治権力の核心部分は軍隊、官僚制、司法府にとどまったままであり、国民代表には移らない。そういう憲法を起草したからである。結果に意味のない選挙は、国際社会では、軍事政権から民選政権への移管とはみなされない。だが NCPO は、そんな批判には頓着しないであろう。NCPO にとって重要なのは選挙を実施し、政権に居座りを続けることである。

憲法草案の否決が予想される場合には、いくつかの選択肢がある。第1は、実際の投票結果とは関係なく、ありとあらゆる手を尽くして可決という結果を演出するという路線である。第2は、何らかの口実を掲げて、国民投票を中止するという路線である。たとえば、賛否両派の対立の激化である。第3は、何らかの理由を見つけて国民投票の無効を宣言する路線である。総選挙の先例にならえば、投票の妨害が無効の理由になる。対立や妨害の演出はたやすいことである。国民投票が不首尾に終わったら、総選挙を2017年よりも先へ繰り延べればよい。居座り期間が長くなるので、不都合ではない。

⁸ Wiraphong Ramangkun, "Mai pen thammachat", Matichon, May 5, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/126621>)